

令和7年9月26日

議会議長 井出一己 殿

総務建設常任委員会

委員長 井上博明

総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛川町議会会議規則第72条の規定により報告します。

記

1 審査の経過

(1) 委員会の開会日時、場所及び出席委員等

ア 日 時 令和7年9月16日及び18日の2日間 午前9時

イ 場 所 愛川町役場4階402・403会議室

ウ 出席委員

委員長 井上博明 副委員長 小島 総一郎

委員 茅 大夢 委員 花 上 功

委員 佐藤りえ 委員 鈴木信一

委員 井出一己

エ 説明等のため出席した者

総務部長 後藤昭弘 財務部長 豊島義則

環境経済部長 岡部誠一郎 建設部長 小川浩幸

消防長 茅英樹 政策秘書課長 榎本秀幸

総務課長 小野澤忍 デジタル推進課長 折田功

住民協働課長 諏訪部紀保 財政課長 六反吉和

管財契約課長 小島謙治 税務課長 斎藤伸介

環境課長	奈良幸広	商工観光課長	上村和彦
農政課長兼農業委員会事務局長	高橋利夫	道路課長	小池雅美
都市施設課長	福田 敦	下水道課長	成瀬慎一郎
危機管理室長	土肥 満	会計管理者	柏木美智子
議会事務局長	高瀬紀之	監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長	阿部昌弘
消防課長	松川清一	消防署長	伊従丈二
水道事業所長	越智卓也		
各課関係専任主幹等			

(2) 審査の内容

1日目の9月16日は、付託された総務所管の条例議案を先に質疑・討論・採決まで行い、条例議案終了後、同じく総務所管の決算議案「一般会計決算」に対する質疑を行い、午後1時41分をもって延会した。

2日目の9月18日は、付託された経済建設所管の条例議案を先に質疑・討論・採決まで行い、条例議案終了後、同じく経済建設所管の「一般会計決算」及び「企業会計決算」を一括議題として質疑を実施した。すべての質疑が終了後、全決算議案に対する討論、採決を行い、結論を得た後、付託された陳情1件の審査及び事務事業評価を検証し、午後2時55分をもって閉会した。

2 審査の結果

(1) 町長提出議案第53号

愛川町犯罪被害者等支援条例の制定について

「原案のとおり可決すべきものと決定」

(2) 町長提出議案第54号

愛川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「原案のとおり可決すべきものと決定」

(3) 町長提出議案第 55 号

愛川町議会議員及び愛川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
「原案のとおり可決すべきものと決定」

(4) 町長提出議案第 56 号

愛川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
「原案のとおり可決すべきものと決定」

(5) 町長提出議案第 57 号

愛川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
「原案のとおり可決すべきものと決定」

(6) 町長提出議案第 58 号

愛川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
「原案のとおり可決すべきものと決定」

(7) 町長提出議案第 59 号

令和 6 年度愛川町一般会計歳入歳出決算の認定について（分割付託審査事項）
「原案のとおり認定すべきものと決定」

(8) 町長提出議案第 63 号

令和 6 年度愛川町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
「原案のとおり認定すべきものと決定」

(9) 町長提出議案第 64 号

令和 6 年度愛川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
「原案のとおり認定すべきものと決定」

各議案に対する主な質疑要旨

＜町長提出議案第53号＞

【総務所管事項】

- 愛川町犯罪被害者等支援条例の制定：「第15条 委任 必要な事項とは何か」について

— 条例第15条は、委任条項として、本条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることを規定しているもので、本条例においては、第8条に規定している犯罪被害者等に対する日常生活等の支援について、要綱で定めます。

具体的には、経済的負担の軽減として遺族見舞金や重傷病見舞金、性犯罪見舞金の支給を始め、日常生活支援としてホームヘルパーや配食サービス、一時保育等の利用費用の助成、また、精神的な被害を受けた被害者等へのカウンセリングや法律上の問題に直面している被害者等への弁護士相談、さらに、犯罪被害により住居に居住することが困難となった被害者等に対し転居に要した費用の助成や、被害直後に自宅に生活できない被害者等に対し緊急避難場所の提供などの支援内容や要件、手続き等について定めます。

＜町長提出議案第58号＞

【経済建設所管事項】

- 愛川町水道事業給水条例の一部改正：条例制定の背景について

— 今回の条例改正については、水道法施行令等の改正に伴う改正です。そこで、国において水道法施行令等を改正した背景として、全国的に技術職員数が減少し、担い手不足が課題となっていることから、小規模な水道事業者では、1つの担当部署で水源から給水まで幅広い業務を担当するため短いサイクルで水道全般に関する実務を経験すること等を考慮し、必要な実務経験年数を短縮するなど、資格要件の見直しを行いました。

こうした全国の水道事業体において、共通する課題となっている技術職員の減少対応策のひとつとして、国において改正が行われたため、本町においても所要の改正を行います。

<町長提出議案第59号>

【総務所管事項】

○ 一般管理経費：マイクロバス等借上運行業務料の詳細と成果について

— 本事業は、町主催事業や各種公的団体の行事などに伴う人員輸送のため、町内の観光バス事業者からバスを借り上げるとともに、運行業務を委託しているもので、決算額 640 万 1,378 円については、バス借上げと運行業務を含む賃借料です。具体的には、大型、中型、小型のサイズごとに、運行時間及び運行距離に応じた料金を単価契約で定め、毎月、運行実績に応じた賃借料を支出するもので、6 年度は、ふるさとまつりや町一周駅伝競走大会などの町が主催するイベントをはじめ、自治会や民生委員、P T A などの公的団体における大会参加や研修等、延べ 91 回の運行に対し、賃借料を支出しました。

本事業の成果は、各種イベントや行事の参加者が利用しやすく安全な輸送手段を確保できたことで、それぞれの事業の円滑な実施につながりました。

○ 例規データベース管理経費：当初予算と比較して事業費が増額となった主な理由について

— 当初予算額 292 万 2,000 円に対し、決算額 351 万 5,600 円で 59 万 3,600 円の増額となりました。

主な増額要因は、府内 L A N を通じて最新の例規情報を活用可能とする「例規データベースシステム」について、年 4 回、議会定例会が終了した後に、条例や規則、規程等のうち、制定や改廃等があったものを最新のデータに更新するための経費で、1 件につき 2 万円の単価契約を締結していますが、令和 6 年度当初予算編成時において、平成 30 年度から令和 4 年度の件数の平均 50 件分、110 万円を見込んでいたが、令和 6 年度は、当初見込みより 27 件多い 77 件のデータ更新を行ったことなどから、当初予算と比べ 59 万 3,600 円の増額となりました。

○ 広報紙発行事業費：広報あいかわ戸別配布委託料の詳細について

- 新聞折り込みによる世帯への配布を基本としていますが、新聞未購読世帯のうち、公共施設などの配架場所へ取りに行くことが困難な世帯に対する補完措置として、平成 28 年度から希望者へ郵送する「広報あいかわ戸別配布希望者登録制度」の運用を開始したのち、29 年度からは、配布方法を業者によるポスティングへと変更し、新聞折り込みと同一の業者に業務を委託しています。

委託料は、いずれも税抜き価格で、配布先 1 件あたりの単価が広報紙 16 ページ組みの場合は 32 円、20 ページ組みの場合は 35 円で、配布先の数は月ごとに変動があり、令和 6 年度末時点では 205 世帯となりました。また、配布に係る管理費が、ひと月あたり 5,000 円となり、これらに消費税を加えた、委託料の合計は 15 万 6,272 円です。

○ キャッシュレス決済経費：当初予算より減額になった理由について

- 当初予算額は、消耗品費や通信運搬費など合わせた事業費 95 万 9,000 円で、執行額は 86 万 4,978 円、執行残が 9 万 4,022 円です。主な内訳として消耗品費は自動釣銭機用のレシートのロール紙等の購入代が予定より安価であったことで残額が 7 万 1,900 円、また、通信運搬費は、光回線接続料とインターネット利用料を合わせて当初 1 月 1 万 1,000 円を見込んでいましたが、1 月 6,820 円となったことで、通信運搬費が 5 万 160 円減となりました。

なお、決済手数料については、見込みよりもキャッシュレス決済の取り扱い金額が増えたため、同じ役務費である通信運搬費から 2 万 8,438 円を流用して対応しました。

○ 財産管理経費：町有林管理委託料の詳細について

- 町有林管理委託料は、町内一円の支障木伐採等 31 万 9,000 円と鳶尾山の定期除草・間伐等 1.94 ヘクタール、173 万 3,600 円の 2 つの事業です。町内一円の支障木伐採等は、道路や住宅などに隣接する町有林のうち、中津字坂本にある町有林の高木を伐採したほか、中津小学校西側にある町有林の高木の剪定をするなど、安全な通行や生活環境を確保するための伐採・剪定業務を 2 箇所実施しました。また、町有地鳶尾山の適正な管理を図り、景観を保つため、山林内の下草刈りや間伐などを実施しました。

○ 観光・産業連携拠点づくり推進事業費：令和6年度末における、水源地跡地取得からの総支出額について

— 用地は、平成31年3月に取得しました。用地取得費から順に、当該拠点整備に係る年度別の支出額は、平成30年度が用地取得費8,966万円、令和元年度は、基本計画見直しをはじめ、敷地造成基本設計及び敷地の維持管理費5,225万6,929円、令和2年度は、コロナ禍のため維持管理のみとなり、217万120円、令和3年度は、既存建物解体工事や敷地造成詳細設計及び維持管理費5,306万1,050円、令和4年度は、地下工作物撤去工事や給水管引込工事、民間活力導入可能性調査及び維持管理費4,910万8,562円、令和5年度は、敷地造成工事と維持管理費5,823万7,570円、令和6年度は敷地造成工事と維持管理費1億5,201万6,379円となり、合計4億5,651万610円です。

○ 人権擁護活動事業費：中学生人権作文・ポスター経費の詳細について

— 中学生人権作文・ポスター経費の詳細については、11月に実施しています「人権啓発のつどい」での表彰作品及び厚木地区大会への推薦作品の審査会経費3,500円、作文・ポスターの参加賞代1万8,000円、表彰状の印刷経費代等1万5,192円の合計3万6,692円を支出しました。

○ 防災訓練事業費：当初予算より増額となった理由について

— 令和6年度の防災訓練は、避難所運営にかかる対応力や地域自主防災力の向上を図ることを目的に、愛川中原中学校において避難所運営訓練を実施しました。訓練内容は、避難者の受付や備蓄資機材の取扱い、身近な資材（材料）での救護処置に加え、給食訓練などを行い、その中で、新しい試みとして、学校給食施設を活用して調理した、温かい食事を配給する訓練を実施しました。

そこで、当初、訓練は、防災の日を基準として、小・中学校が夏休みの期間を活用し8月下旬の実施を予定していましたが、近年の災害傾向を鑑みて、出水期前の6月に風水害対策を主軸に実施することに時期を変更したことから、食事を作成する調理師さんへの委託料に4万1,907円、また、調理した温かい食事を高峰小学校から愛川中原中学校に運搬する委託料に3万3,000円の支出が発生したことから増額となりました。

○ 半原分署庁舎長寿命化改修事業費：半原分署長寿命化施設整備調査・設計業務委託の詳細について

— 長寿命化のための屋上防水工事や外壁塗装工事、また隊員の執務環境の改善を図るための屋内改修工事として仮眠室を個室にするほか、シャワー室の増設や乾燥室の設置、救急仮眠室の1階への増築、さらには各種災害に対し迅速に対応するため、隊員の動線に配慮した防火衣着装室の設置や別棟にあった消毒室を建物内へ移設するなどの施設整備工事に向けた設計業務を委託したもので、設計業務委託料 2,371万1,600円を支出しました。

【経済建設所管事項】

○ 公害対策管理経費：管理経費の詳細について

— この経費は、環境課が所管する「環境パトロール車」1台分の維持管理経費が主なもので、公害対策に必要な車両の適正な維持管理などに努めました。

管理経費の詳細は、パトロール車の燃料費8万7,244円をはじめ、法定の定期点検代（1年点検）が1万8,469円、任意保険料の1万3,590円のほか、職員の現場作業用ヘルメット購入に係る消耗品費の5,940円、経費全体では、12万5,243円を支出しました。

○ 厚木愛甲ごみ処理広域化推進事業費：中間処理施設の建設状況について

— 本施設については、本年12月の稼働に向け、最終的な調整作業を行っています。具体的な建設状況は、現在、焼却施設や粗大ごみの破碎施設をはじめ、施設内の事務室や会議室の内装などの本体工事は完了しているほか、処理施設に隣接する緑地エリア内の管理棟も完成しています。

また、先月の8月20日からは、構成市町村の可燃ごみの受け入れを開始し、焼却処理の試運転に加え、9月からは粗大ごみの破碎処理に係る試運転を開始しまして、それぞれの試運転と並行して、施設全体の処理能力や運転状況などを精査しながら、施設従事者の業務体制の確認など、円滑な施設運営に向けた準備を進めています。

○ 農業総務管理経費：人・農地プランに代わる地域計画の推進状況について

— 本町では、平成24年に三増の全域、25年は角田の峰地区において「人・農地プラン」を策定しましたが、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランが「地域計画」として法定化されるとともに、令和7年3月末までに計画の策定が義務付けられたことから、本町においても「地域計画」を策定しました。

地域計画は、10年後の農地利用の明確化を通じて、将来にわたり適正な農地利用の確保、及び農地の集約化による生産性の向上を目指すもので、これまでのプランで示した地域農業の将来方針に加えて、農業を担う者に

について農地一筆ごとに地図に反映した「目標地図」として整備することが求められました。

これを受けて、本町では農業委員会との連携により、人・農地プランを策定した三増地区と角田峰地区の農地所有者に対し意向調査を行い、目標地図の作成を進め、この地図を活用して地域農業者や農地所有者と将来の農地利用に関する話し合い、さらに農業関係者の意見を経て、本年3月に「地域計画」として策定し公表しました。

地域計画に基づき、新たな農地の貸し借り等が生じた際には、周辺で耕作を行う農業者等との調整を進め、農地の集約化に努めています。

○ 林業振興事業費：倒木処理業務委託料の詳細について

- 三増字川久保地内、梅澤坂ヘアピンカーブ付近にある水路沿いの町有地（森林）において発生した倒木により、隣接する民地内に樹木が入り込んだため、これを除去する伐採処理を専門業者へ委託した委託料27万5,000円です。

○ 雇用対策事業費：当初予算より減額となった理由について

- 本事業費は、「就労相談会の開催」や「障害者雇用奨励補助金」のほか、企業誘致等に関する条例の奨励措置である「企業立地に伴う雇用奨励金」を交付し、雇用対策の推進に努めるもので当初予算として、134万3,000円を計上しました。

減額となった理由は、「障害者雇用奨励補助金」8人分・24万円の当初予算に対し、補助金の交付実績が6人分・18万円のため、6万円の執行残となりました。また、企業が新たに町民を雇用した場合に交付する「企業立地雇用奨励金」は、当初予算に110万円を計上していたが、この奨励金を活用する事業者がいなかつことにより116万円の減額となりました。

○ 道路維持費：街路樹剪定・伐採業務委託料の詳細について

- この委託料は、町道の安全かつ快適な交通環境の整備や沿道における良好な生活環境を確保するため、内陸工業団地や幹線道路などの街路樹のほか、町道に隣接する町有地の樹木等について、計画的な剪定や伐採を行うための経費です。

支出の詳細については、A G C 前の一つ井・箕輪上原 108 号線及び内陸工業団地内、東外三丁目から東三丁目先の中津 111 号線における街路樹を 39 本剪定し、4 本伐採したほか、町道沿線の山林等からの通行や管理上支障のある枝木や高木の剪定・伐採を行ったことの経費として 844 万 2,916 円を支出しました。

○ 災害予防対策費：当初予算と比較して事業費が減額となった主な理由

— 災害予防対策事業費は、集中豪雨や地震などにより被害が発生する恐れのある危険箇所で予防工事を行い、災害の未然防止と住民の安全確保、安心の向上を図るためのもので、当初予算 3,090 万円に対し、決算額は 2,136 万 8,940 円となり、953 万 1,060 円の減額となりました。

減額の主な理由については、西原・後ヶ谷 102 号線における災害予防工事について、警察との交通安全対策に関する協議に時間を要し、令和 6 年度中の完了が見込めなかつたことから、工事前払金を除いた残額を令和 7 年度に繰り越したことによるもので、具体的には、当該事業にかかる当初予算額 1,330 万円に対し、支出済である工事前払金額 438 万 3,940 円を差し引いた 891 万 6,060 円を減額しました。

○ 都市計画一般管理費：道路後退用地測量費補助金の成果について

— 本町では、従前より「町道路後退用地整備要綱」に基づき、道路後退用地の買い取りや、生活道路の計画幅員に応じた先行的な用地買収を行い、狭あい道路の解消に努めています。

一方で、道路後退用地の分筆や登記に要する費用は、原則として建築主等の負担としてきたため、費用負担が大きいことなどを理由に、分筆や町への所有権移転が進まず、結果として狭あい道路の整備に支障が生じていたことから、こうした課題を解消するため、令和 5 年度に道路後退用地に係る測量費用や登記費用の一部を助成する制度を創設しました。

そこで、補助事業の成果について、道路後退用地の買取件数は、補助制度開始前の令和 4 年度では 4 件であったのに対し、補助開始年度の令和 5 年度は 7 件、令和 6 年度も 6 件と増加しており、買い取った用地は、道路管理者により舗装等の整備が行われ、通行の安全性や利便性の向上が図られ、こうした整備により、防災面の強化や住環境の改善にも繋がっていると考えます。

<町長提出議案第 6 3 号：下水道事業会計>

○ 業務委託契約：汚水管路カメラ等調査業務委託の調査結果について

— 本町では、昭和 50 年度から下水道事業を開始し、今年で 50 年を迎えた令和 6 年度末の污水本管の延長は 197.51 キロメートルとなっています。

この重要な社会インフラである下水道の適切な維持管理を図るため、下水道ストックマネジメント計画に基づいて、平成 28 年度からテレビカメラを利用した管路の点検・調査を順次進めています。

令和 6 年度の汚水管路カメラ等調査の結果は、調査延長 1 万 5,170m のほか、マンホール蓋の点検を 100 箇所実施したところ、緊急的に修繕等が必要な箇所はありませんでしたが、今後の修繕や更新（改築）を計画的に行うためにも、引き続き、点検調査を進めています。

<町長提出議案第 6 4 号：水道事業会計>

○ 令和 6 年度愛川町水道事業損益計算書：当年度純利益が前年度より減少した理由について

— 令和 6 年度の純利益は、1,636 万円で、前年度の 4,554 万 2,000 円と比較して 2,918 万 2,000 円、率にして 64.1 パーセントの減少です。

そこで、当年度純利益が前年度より減少した主な理由について、収益では、営業収益のうち、水道料金が令和 6 年 10 月の料金改定の影響により前年度比 941 万円増の 5 億 710 万 2,000 円となった一方で、営業外収益のうち、他会計繰入金が 1,350 万円の皆減となったことなどから、総収益は、前年度比 781 万 1,000 円減の 5 億 7,313 万 9,000 円となりました。

費用は、期末手当の支給率の増加等により人件費が増となったことや、修繕費が漏水修繕件数の増加に伴い増となったこと、さらには、減価償却費が資産の新たな登録により増となったことなどから、総費用は、前年度比 2,137 万 1,000 円増の 5 億 5,677 万 9,000 円となりました。

こうしたことから、収益と費用の全体では、総収益が前年度比で 781 万 1,000 円減となったことに加え、総費用が前年度比で 2,137 万 1,000 円増となったため、純利益 2,918 万 2,000 円減の 1,636 万円となりました。